

大野市告示第 1 8 7 号

大野市民宿リニューアル支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 5 月 9 日

大野市長 石山志保

大野市民宿リニューアル支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、福井県が定める多様な宿泊施設整備支援事業補助金実施要領（令和 5 年 4 月 1 日適用。以下「県実施要領」という。）に基づき実施する事業に対し、市が交付する大野市民宿リニューアル支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、大野市補助金等交付規則（昭和 5 7 年規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税及び県税の滞納がない市内の事業者とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県実施要領第 4 条に定めるとおりとする。

(補助対象経費等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費で、次に掲げる経費とする。ただし、経費のうち消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象外とする。

(1) 施設改修に係る経費

(2) 事業実施により主に宿泊者の利用に供される備品購入費

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 2 とし、上限を 1, 0 0 0 万円として予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助金の額に 1, 0 0 0 円未満

の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 同一補助対象者への補助金の交付は、1の年度当たり1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、大野市民宿リニューアル支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

(申請事項の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請に係る事項を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、大野市民宿リニューアル支援事業補助金変更交付申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更後の補助対象事業に対する補助金の交付を決定し当該申請者に補助金等変更交付指令書(様式第3号)を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助事業等完了実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 補助事業完了日の属する月の年度から3年間、別途福井県が指定する期限までに客室稼働率実績報告書(県実施要領別紙8-1)を提出すること。

(関係図書の保存)

第9条 補助事業者は、当該補助金の申請及び請求についての書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条第2項及び第9条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

大野市長 様

住所又は所在地

申請者 商号又は名称

代表者氏名

大野市民宿リニューアル支援事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり大野市民宿リニューアル支援事業を実施したので、補助金を交付されたく大野市補助金等交付規則第 5 条及び大野市民宿リニューアル支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に係る審査に必要な範囲において、市税の納入状況を確認するため、市が課税台帳等を閲覧することに同意します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 事業計画書（規則様式第 2 号）
- 3 収支予算書（規則様式第 3 号）
- 4 宿泊施設改修事業計画書
（県実施要領別紙 1－1、2、3、4）
- 5 経営計画及び資金計画（県実施要領別紙 5－1 又は 5－2）
- 6 専門家からの助言に対する検討結果（県実施要領別紙 6－1）
- 7 支援証明書（県実施要領別紙 7）
- 8 福井県の県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書の写し
- 9 その他実施計画が分かる資料

年 月 日

住所又は所在地

代表者氏名

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定を受けた大野市民宿リニューアル支援事業補助金の内容を下記のとおり変更したいので、大野市民宿リニューアル支援事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

- (1) 事業計画書（規則様式第 2 号）（変更後）
- (2) 収支予算書（規則様式第 3 号）（変更後）
- (3) 宿泊施設改修事業計画書（県実施要領別紙 1－1、2、3、4）（変更後）
- (4) その他参考資料_____

様式第 3 号（第 7 条関係）

大野市指令第 号

商号又は名称

代表者

年 月 日付けで変更交付申請のあった大野市民宿リニューアル支援事業補助金について、大野市民宿リニューアル支援事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

大野市長

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け変更交付申請書のとおりとする。
- 2 変更後の補助金の額は 円とする。
- 3 大野市補助金等交付規則第 1 2 条に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等完了実績報告書及び請求書に指令書写しを添えて提出すること。
- 5 交付した補助金については、その使途及び経理状況について市の監査を受けることがある。

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

大野市長 様

住所又は所在地

申請者 商号又は名称

代表者氏名

補助事業等完了実績報告書

年度事業が次のとおり完了したので、大野市民宿リニューアル支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により報告します。

記

1 補助事業等の名称	大野市民宿リニューアル支援事業補助金
2 補助金等の交付決定額	円
3 添付書類	① 事業実績書（規則様式第 6 号）
	② 収支決算書（規則様式第 7 号）
	③ 補助対象経費にかかる領収書
	④ 事業の実施内容がわかる写真・図面
	⑤ 事業実施報告書（県実施要領別紙 1-1）
	⑥ その他関係書類